

Q³⁹

感染管理での専門薬剤師の認定基準と認定試験の受験資格について教えてください。また、今後、ICTの中に専門の認定を受けた薬剤師が参加していることが、病院機能評価や感染対策の保険算定上、どのような影響があるのでしょうか？

A

薬剤師としての感染制御ドクターの資格は、1999年に発足したICD (Infection Control Doctor) 制度協議会での認定で2005年現在、25名が取得しています。また、(社)日本病院薬剤師会(日病薬)においても院内(病院)感染対策は薬剤師が参画したチーム医療で取り組むことが重要であるとの考えから、感染制御専門薬剤師認定制度を検討し、2005年10月に過度的措置として、申請のあったICD資格者の薬剤師17名をまず認定し、テキスト作成、講演会、試験問題作成などの作業を分担しました。更に2006年1月に2日間の講習会の後、同日認定試験を実施するとともに、認定申請のあった合格者に対して認定審査委員会で平成17年度の第一回の感染制御専門薬剤師35名を認定しました。感染制御専門薬剤師の認定申請資格は、日病薬のホームページまたは日病薬誌4(9):1183(2005)に掲載されています。すなわち、年1回実施する日病薬の認定試験に合格することが条件で、一年以内の申請資格として7項目ありますが、その中で、国内・外の学会(全国レベルの学会)において感染制御・防止対策に関する学会発表3回以上(うち、1回は発表者)、そして複数査読制の学会誌・学術雑誌に感染制御・防止対策に関する学術論文を2編以上(うち1編は筆頭著者)、病院・施設内での感染関連業務内容の提出などといった条件全てを満たすことが求められています。

認定申請には受講・受験料および申請料が必要です。ところで、現在、感染制御専門薬剤師の資格認定取得者の配置に関する診療報酬上の点数化は明記されてはいませんが、安全管理対策として、医療機関の感染制御に対する組織的対応は、医療の質の担保として当然行うべき対策であるとして義務付けられています。また、病院機能評価でも重点項目として感染対策委員会活動が認知されています。医療機関において、感染制御チーム (ICT) での薬学的知識を活かした薬剤師の活躍は、今後一層重視される業務となります。

(仲川義人)